平成２２年（フ）第５０６号
山梨県南アルプス市上八田233番地２
債務者　小野　君子
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
山梨県甲府市千塚５丁目６番43号ドミール千塚101
債務者　松浦　友彦
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
山梨県甲府市里吉２丁目３番11―364号
債務者　長澤　芳江
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
山梨県南巨摩郡南部町南部9172番地59　Ａ―２
債務者　塩野　照美
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
山梨県甲府市山宮町1600番地１
債務者　竹内　くみ
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
山梨県中巨摩郡昭和町河西733番地３　ハイツ石原101号
債務者　中込　　武
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
山梨県甲府市善光寺３丁目３番11号メゾン企画２―Ｇ
債務者　初鹿野傳一
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
山梨県中央市東花輪1101番地　県営山王団地６号棟401号室
債務者　高橋　順子
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
山梨県甲府市山宮町2593番地５
債務者　小林　元彦
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９１６号
愛知県春日井市東野町西１丁目１番地14
債務者　深見　将司
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０２号
愛知県豊田市堤町宮畔63番地　県営４―104号
債務者　清水　一義
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３９号
愛知県みよし市三好丘旭３丁目１番地23　アヴニール三好丘Ｂ棟103号、前住所愛知県豊田市石飛町飯野境173番地８
債務者　伊東千恵子
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７３３号
滋賀県東近江市東沖野２丁目６番30号、申立時の住所滋賀県甲賀市水口町梅が丘６番５号辻ハイツ403号室
債務者　巽　　久美
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９８号
滋賀県高島市今津町弘川1457番地
債務者　岡本由理子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７９号
大津市坂本５丁目29番３号、前住所大津市坂本３丁目４番57号―102Ａ
債務者　小原奈緒美
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９７号
大津市大平２―31　石山団地第２号棟101号室、住民票上の住所京都市右京区嵯峨野宮ノ元町３番地の13
債務者　清水　政文
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部